

118

604-551



55

藏知矩編

慶應四年正月
神戶事變の顛末

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



藏知
慶應四
年正月

神戸事變の顛末

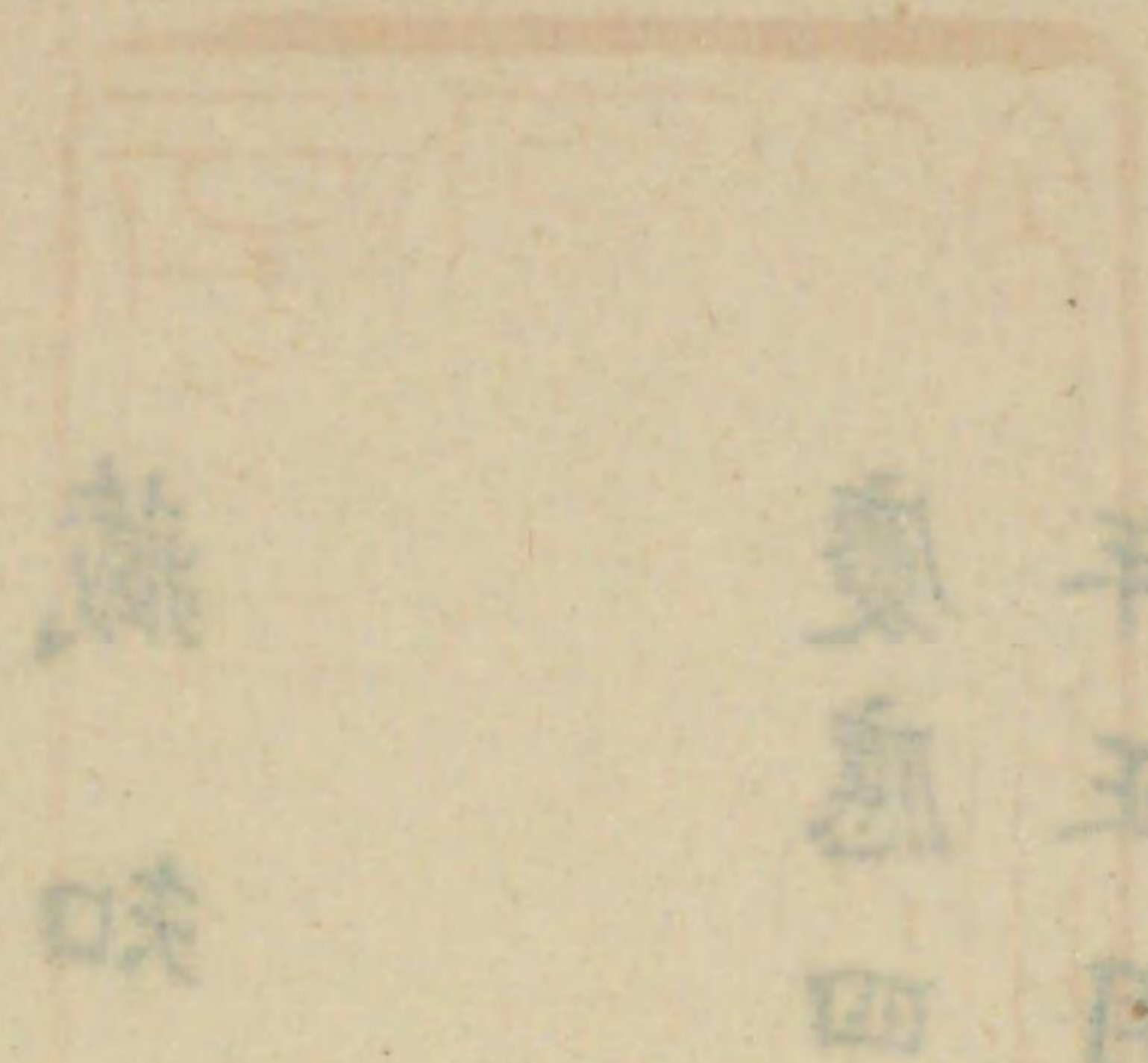
矩編



慶應四年正月

神戸事變の顛末

藏知 矩編



慶應四年

神戸事變の顛末

藏知 矩編



平五月
豊原田

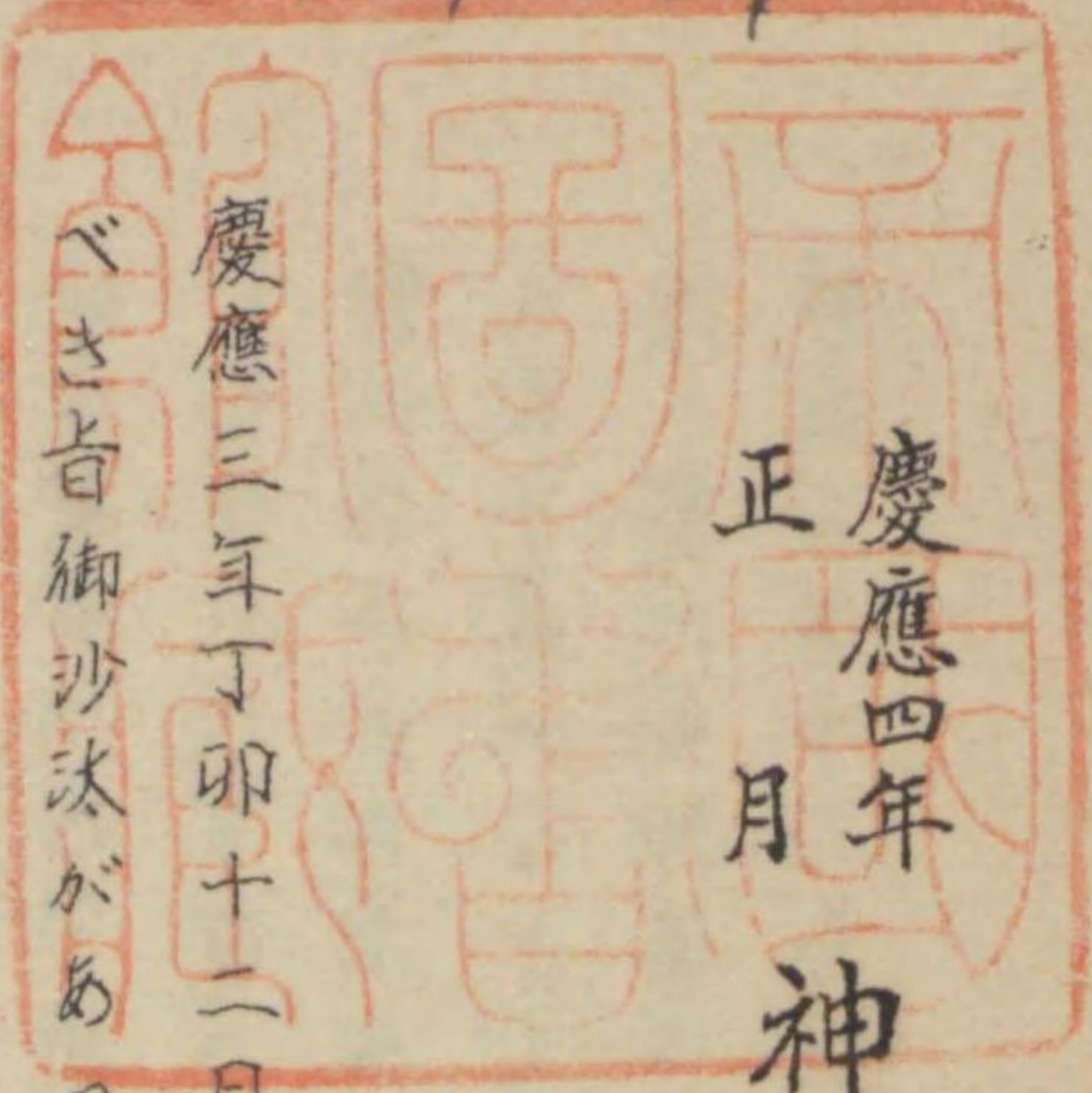
軒文書變の顛末

藏味
野
龍

夫の
とまの
神
名と
あ



604-551



慶應四年
正月

神戸事變の顛末

岡山

藏

知

矩

編

慶應三年丁卯十二月、備前藩に對し大洲藩と交替して攝津西の宮札の辻の警固を勤むべき旨御沙汰があつた。是より先ヨ十月、將軍慶喜大政を奉還したるも、朝廷に於ける新政の方針確立せず、形勢混沌たりしが、十二月九日遂に王政復古の大詔令は煥發せられしも、徳川家の處分問題は頗る難件であつた。次で京都の狀勢は急轉して前將軍は會桑兩藩主等と共に退いて大阪城に入った。そこで物議頗る賢然、朝廷でも大に警戒する處があつて此命が下つたのである。備前藩では不取敢在京の兵を遣はし、尋いで家老池田伊勢をして兵を督して西宮に駐屯せしむることゝなつたが、更に家老日置帯刀にも西宮の警衛を命じた。蓋し帯刀は池田伊勢の家から出て日置家を継いだ人で、當時伊勢はまだ年少なりし故に、帯刀をして事に當らしむることゝしたのである。さて人心洶々たる不安の内に年は明けて、慶應四年正月となつたが、三日終に鳥羽伏見の變が勃發した。風雲は益々急である。

備前藩からは先發として大目付雀部次郎兵衛の一行五名が元日に出立し、二日には欽

砲頭三人、人数上下百五十二名、三日には番頭二名、人数上下二百八十五名、四日には日置帯刀の部下上下三百四十名、外に耕戦隊六小隊二百四十名、大砲隊二十五名、五日には池田伊勢の部下上下人数八百名を繰り出した。さて四日午後六時に岡山を出発した帯刀の一行は同夕藤井野宿泊、翌五日は同国片上
に宿泊せしが、早天飛報が来て、去る三日伏見に於て変事起りしにより路次赤穂、姫
路、龜野の動静も計り難ければ其の心得を以て警戒行軍すべき下知があつたので、
瀧善三郎は火砲用意のため岡山に歸つて打合をなし直に引返して一行に加はつた。
六、七日は同野宿泊、八日出発進行の序列を変し、先隊として砲兵一小隊砲三門砲長
瀧源六郎、同善三郎、第二小隊丹羽勘右衛門、角田兵左衛門卒長となり、別に士隊一
小隊津田孫十郎之を指揮し、帯刀の中分隊に在り途中異変もなく、十日は播州大蔵谷
に宿泊し、翌十一日早朝宿所を出立して神戸の市街に入り、先手は既に外国人の居留
地に差掛つた。折柄外人二名左手から隈りに同勢の列を横切らうとしたので色々制
したけれども聞入れなかつたが、通詞の者がやつと止めた。すると猶又一名前とは反
對に右手から左へ通りかけたので差押へたが、更に次の隊へ掛り割込んで来たから色
色と手真似などして秩先へ廻れよと申し諭した處、殊の外憤りの顔色にて大聲を祭し、
理不盡にも押通り、同時に人家の門からも一人短銃をもつて飛び出して来た。其場の
勢止を得ずこちらでも槍を以つて突き掛つた。處が淺手であつたらしく、何れも室内

へ進れ込んだ。直に之を追ひかけたが、裏口から秩先を濱手へ廻つた。先手の銃隊と
も、右の擧動を見受けて直に祭砲した。精々制止して居る内に、彼も亦濱手から祭砲
に及んだ。

偶英國公使居留地域巡見中であつたが、之を目撃して直に公使館に歸り、公使官警衛
の兵員一隊に米佛兩國の水兵若干人を加へて之を出し跡を追ふて生田川筋と往來筋
との両所から進んで我が隊に打つて掛つたから止むなく此方からも應砲した。帯刀は
之を見て大に驚き遽に従士の祭砲を制し衆を懼めて奪取を越して打手村の陣屋へ引上
げることゝしたから外国兵も亦來り迫らなんだ。

而しながら各國公使はこの事を以て各國に對抗するものとし、程なく英米の諸艦から
は陸戦隊を上陸せしめ、又港内に碇泊せる諸藩の西洋型船舶をも押収するなど、一時
神戸市街は彼等の手に白領せられた姿であつた。

帯刀の中隊は直に山手に掛り間道を経て十二日早天住吉野に到着、先進の一隊は十一
日夕方既に住吉に先着して居つた。事案當日池田伊勢は播州大蔵谷に宿營中につき使
を馳せて之を報じ、伊勢からも物頭佐藤左源治急行せしも既に事済みの後であつた。
此突然の事變につき日置の一隊中太田勇治、足輕草生村林蔵の兩人は微傷を負ひしが
筒井村の民家に立寄り應急手當を行ひ、深江村に到着後医療を受けて治癒した。

この事変に關して慶明雜録に載せたるは次の如し。但しこの書は外国人の起草せしものなれば訛誤謬み難きものあり、他書の参考すべきなきを以て、姑らく原文に従ふこととせり。

争鬪概略

千八百六十八年第二月四日、火曜日、同勢百五十人ニテ、九ツ半ノ比、乗物官道ヲ通ル、之ヲ尋又ルニ肥前大村候長崎ヨリ登坂ノ由、行列甚靜謐ナリ。次ニ來ルモノハ大ニ之ト異リ、午後直ニ日本人百五十人計、槍、ライフルヲ以テ固メ、且小野戰砲ヲ曳テ兵庫ヨリカーベニ入ル、此中一人奇麗ナル者高官ノ者ト見エタリ。騎馬ノ士ハ備前ノ家臣池田伊勢也。又一人ハヘイキ帯刀ナリ。本陣凡六百ノ兵庫ニアリ、又人教若干一里餘後ニ在リ。先陣カーベノ官道ヲ通ル比、コルリンスト云フ外国人立テ穩ニ之ヲ見テ在ル時、下ニ居レノ声ヲ聞クニ土人皆地ニ跪ツク。役人コルリンスノ立テタルヲ見テ、一人來リテ令ヲ繰返シ、銃口ヲ以テ彼ヲ墻ニ壓ス。然レドモコルリンス逃去リタリ。又シルハルリパークスノ騎兵二人、日本様一人從テ徒ニテ銃ヲ携ヘテアリ、役人彼ノ僕ヲ引止メ、二人ハ兵卒ナルコト、彼ハ僕人ナルコトヲ聞キ、銃ヲ僕ノ腹ニ突當テ引金ヲ引キタレドモ幸ニ火移ラズ、僕逃レ去リタリ。

仏水手二人ヘイトリーリニサルノ家ヨリミンヤルトノ店ニ行タリシニ、行列ノ通り終ルヲ待ツコトヲ欲セズ、行列ヲ横ギリテ通りタリ。家臣ノ家來、馬ヲ籠ビ下リ手ヲ以テ下知ス、土人皆膝マツキ、銃ヲ携フルモノ鞘ヲハツシ、仏水手ノ一人ニ逼リ殆ニド之ヲ刺サントス、一人ノ水夫手ヲ以テ鎗ヲ握リ、疵ツキナガラ友ヲ救フテ遁ル。日本人銃ヲ放棄シ、差別ナク外国人ヲ見テ放棄ス。然レドモ幸ニシテ外国人死スルモノ二人ニ過ギズ。仏水手一人傷ヲ被ムリ、合衆国方ネイダ船ノ年十八(原文誤)肩ニ銃丸中リ、昨日追ハ之ヲ抜クコト能ハズ。コノ放棄中、シルハルリパークス護平一人從テ在シニ、銃丸數度近ツキタリ。パークス、コンシエル館ニ行キテ事件ヲ告ゲ、外国人騒ガ(原文誤)、彼人列ヲ離レテ放棄ス。一人ノ銃丸覗ヒ高ク、外国旗ヲ撃カト思フバカリ。又或ル外国人白刃ノ鎗ヲ見テ怪シク思ヒ、走リテ其朋友ニ告グル、コ、ニ於テ此風聞諸方ニ広マル。

英コンシエル館ヨリ合圖アリ、リウテナント、グデツトセウ、リウテナントプリウス第九ノ部兵ヲ卒シテ居留地ニ馳來リ、二隊ニ分レ、リウヤウマハ官道ヲ下リ、ブラツドシヨウハ大坂街道ヲ進ム。一里計進ンデ、日本兵ニ追及ブ。日本兵返シ戦ヒ、暫クシテ小部分ニ分レ、山ノ方ヘ逃レ去リタリ。英軍ノ左ニ亞仏海軍アリ、シルハルリパークス、騎兵ヲ以テ日本兵ヲ追ヒ、小野戰砲二門ヲ奪フ。此時英兵上陸、亞兵ト共

二日本兵ヲ追フ。日本兵餘程狼狽セシト見え、荷物打捨アリ、陣笠、鞋マデ遺シタリ。外國兵數時間徘徊シタレドモ敵ニ出會セズ、カーベニ歸ル。カーベノ一方ニ在リシ備前本陣、翌朝二字比裏路ヨリ近キ山ニ遁レタリ。

以上は外國人側ノ觀たる記述にして、事實の眞想を謬れるもの多かるべきも、彼此對照せば大に參考となるべきを以て、こゝに抄録したのである。

鳥羽・伏見の變後、朝議は幾多の紆餘曲折を経て、終に徳川氏征討令は宣布せられた。山内容堂は松山、高松兩藩征討の御沙汰を拝し、錦旗を賜はつたので恰もこの十一日大監察木下只一郎、樋口直吉の兩人數名の藩士と共に之を護衛して歸藩の途に就た。此事變突發の直後、それとも知らず神戶を過ぎんとした處が、外人の警戒線に觸れたので外人から發砲され、錦旗をも押收せられたが、藩士等大声叱咤漸く之を奪還して無事に土佐へ歸つたといふことだ。斯様の出來事があつたがために、翌二月十五日、堺を守備して居つた土佐藩士が仏艦水兵の無禮を怒りて十餘名を射殺し、遂に所謂妙國寺事件を惹き起したのも、この侮辱に對する敵愾心が強かつたことか其動機を與へたものと思はれる。

又此十一日に偶々長州藩の兵士の大阪に在りしもの三百名計同地を出發し、隊伍堂々と神戸市街へ乗り込んで來たので、これを見た外國兵は備前藩の兵大擧して來れりと

思ひ、形勢頗る穩ならんが、長藩の隊長井戸小太郎が英國の士官と會見して、意志を疏通し、漸く干戈を交へずして済んだ。

さて其事件のあつた當日、外人は次の如き文書を依製して之を提示した。

異人より日置の小者へ相渡し候書付

日本松平備前守家臣池田伊勢、日置帶刀兩人神戸町通行の節、右兩人供の者より無故鎗銃砲器を以て外國人を襲申分何故候哉、早速申譯に罷出可申候。諸各國共満足する様なる申訳不相立においては、殊外國人に對し干戈の動至を見定め、猶外國より處置に可及候。左候而は、只備前藩に不限、惣て日本國中の大災難に相成り可申事。

正月十一日

右各國公使より被申出候事

中々に威嚇的な交渉である。

(7) 事變の翌日(十二日)外國人は市街へ次の様な三種の掲示をなした。

昨日松平備前守家臣乱妨に付、各國公使より夫々警衛致居候得共、兵器を携ふる者

并に帶刀人の外、無滞通行可致候事。

昨日備前人數暴衆により、各国軍艦よりして、兵庫港内碇泊の日本人所持の蒸汽船差押候。右は昨日各国公使より被申出候通り備前に不限惣而日本諸藩に關係可有之に依而也。

昨日松平備前守人數乱妨致候に付、各公使より夫々所置に可及候得共決而町方村方之者等に関係無之事にて夫々安穩渡世いたし騷しき義一切無之様可致候事。

これに對する朝廷及備前藩の態度はどうであつたか、以下順次に其の経過を述べて見ようと思ふ。

此度西之宮御警衛被仰付候に付人數出張爲致候處、去る十一日家老日置帶刀同勢召連、摂州神戸町通行之砌、外国人より理不尽の所業有之候處より祭砲に及び候段申越候。委細の儀は帶刀より可申上候へども、右の趣不取敢御届申上候以上。

正月十四日

備前少將

右につき、京都留守居沢井宇兵衛から大政官代の役員に、此度の事件につき外国人との應接の儀は當藩にて取計うべきや」と伺ひ出た處が、此度は朝廷に於て處理せら

るべくにつきこの旨御受け致すや」との御尋ねがあつたので直にその旨を岡山へ報告した。

こゝにその當時の外交關係について少しく暫ふるに、朝廷に於ても曩には時勢の止むなきによりて終に下田の開港を勅許せられ、続いて徳川氏から大政奉還の擧に出でしも、從來幕府に於て執りし政務は姑く旧によりて行ふべき御沙汰があつたので、幕府は丁卯十二月七日を以て兵庫開港、大坂江戸及新潟の開港等の條約を履行した。戊申正月鳥羽伏見の變後將軍慶喜の大坂に退くに及び、外交團も一時は其政權の所在に迷ふたが、九日朝廷は始めて外國事務官を置き、嘉彰親王を以て外國事務總裁を兼ねしめ、副總裁兼議定三條実美、参典東久世通禧、岩下方平、後藤象次郎等を取調掛となし、朝廷親しく外交の事を掌る旨を宣せられた。そこで各国公使等も始めて政權の朝廷に歸したことを知つた。十五日外國事務總裁官東久世通禧、参典岩下方平、伊藤俊輔等、仏国公使ロツシユ、英國公使パークス、李漏生代理公使プラント以下を兵庫に會して次の国書を付した。

日本国天皇告各国帝王及其臣人。嚮者將軍徳川慶喜請歸政、權制允之、内外政事親裁之。乃從前條約用大君名称、自分而後、當換以天皇称。而各国交接之職、專

命有司等、各国公使、諒知斯旨

慶應四年正月十一日

猶各国公使を慰諭し當局者をして神戸事件をも審理せしむべきことを聲明したので、各公使も之を諒とした。其結果として十一事変發生後英米軍艦が其兵を上陸せしめて馭の両口を扼し、我兵士及佩刀者の往來を停め、在港諸藩の西洋型艦船を押收して居つたのを此日始めて解くこととなつた。

同十八日、岩下方平、伊藤俊輔等を以て兵庫の外交事務を掌らしめ、從來幕府と諸外国との間に行はれたる仕事を引継ぎて處理することとなつた。これが朝廷から官吏を開港場に置いた最初である。又其翌十九日には『世態一變し大勢の誠に已むを得ず、宇内の公法に基きて外国との交際を開くべし』との意味を以て勅書を上下の諸官に下された。かく朝廷親政の基礎未確立せず、内外多事の秋であつたから、此神戸事變の解決に對しても當局者が如何に苦心せられたかを想像することが出来る。

同二十日早曉、大政官代から呼出があつて、長谷三位から『御用有之候間日置帯刀に早々登京可有之旨御沙汰のこと、並に同人上京の上は備前藩の屋敷に預り置き直に相届出つべく申達せられ、猶別に次の御沙汰があつた。

備前少将家來へ

家老日置帯刀摂州神戸町通行之砌、外国人と及砲戦候始末、公法を以て朝廷より、御處置可有之旨御決定候間其段相心得可申、御處置の義は追而可被及御沙汰候事。右の御請を留守居の者から申し上くと同時に、御處置振りに就いても内々伺ひ出た處か、此度の義は朝廷にても不容易御配慮にて、蕃情も御察しありせられ種々御詮議の末、前夜は評議深更に及び、終に大政官代より議定の御方参内して敵断を仰がれた、との事であつた。

『日置帯刀勤王事蹟』中の記事によると、是より先き帯刀は十一日神戸に於て事變が突發すると馳せて打手村の陣屋に入り、翌十二日には飛輪に乗つて上京し、直に参興役所に至り後藤象次郎に面會して前日の事變に就いて詳細に分流した。尋いて後文にある如く二月四日西の宮森村の陣屋に引取りて謹慎を命せられるまでは、京都の備前藩邸内に引籠り謹慎を表して居つたのである。故に十二日の上京陳情は非公式のことであつたと思はれる。

同二十一日、大政官代から留守居を呼出し『今度の事件につき、宇和島候へ伊達宗城下坂につき、兵庫事件書取書早々差出す様に』と松尾伯耆から申聞られた。

同二十二日、備前藩より次の書面を差出した。
過日於兵庫表、外国人と行違之儀に付、應接之儀奉同候處、此度は於朝廷御取扱に

相成候、御裁許の義は公法を以て處置候思召に被為在候間御請之義申上候哉に御尋之趣、早速因元へ申遣候處奉畏候、元より於朝裁彼是申上候心底無御座候。此段御請申上候様申越。右国情之儀は重役より可申上候間、宜敷御高察奉希候以上

正月二十二日

備前少将家來

沢井 宇兵衛

之に關して、京都留守居から因元への報告は次の通りであつた。

右国情の義は、於當藩癸亥甲子以來攘夷之敷慮奉戴仕候より、一藩適愷の氣固結仕り、外國人の為越度と相成候而は御國辱無此上義と、御處置振一同仰望罷在候国情に御座候間、此辺の情実御斟酌被為下度段、詰合の者より御役方に申上置候
聞く處によると、神戸事件の起つた當日も、日置の一行より以前に通つた諸藩の行列を外人は物珍らしく見物し、就中九州某藩の通行に際しては、外人が藩主の乗つて居つた駕籠に近づき、戸に手をかけて内を窺つたりしたとさうであるが、其の藩では相手にせずに通じ越した。其の後から直ぐ日置の同勢が來たので外人は輕侮の心を以て同じ様に之に對したのであらう。處が備前藩は攘夷の思想が濃厚であつたのと、外人に接觸する機會が少かつたために双方の事情が通じず、圖らずも大問題が勃發したものと思はれる。

同二十七日、日置帶刀上京參着の旨を届出た。

同二十九日、大政官代刑法方から、外人よりの申出によれば、各國公使館に向つて彈丸を飛ばした様にある。備前藩の報告では其境不明につき再應報告せよとの達があつた。津田彦左衛門から次の文書を岩倉公に差出した。

兵庫港祭砲の一條外国人より申出候趣に而は各國公使館に向つて彈丸を飛し候哉に御聞込に相成先日差出候書付と右の境相分不申候間、其節の始末今一應發敷以書付申上候様御達の趣奉畏候、然る處右の事情は先般奉申上候通、先手銃隊中の儀にて、於私は前後相距り巨細之儀目撃不仕候へども、元來不慮の事より差起候儀にて公使館を襲撃仕候杯の考は決し而無御座候。乍而其場合の勢自然彈丸飛至候義は難計旨隊長共より申出候、此段奉申上候以上

二月朔日

備前少将内

日置帶刀

二月二日備前藩の西宮警備を免じ久留米藩と交替することゝなつた。此日又岩倉卿から日置帶刀に對し、左の如き達があつた。

神戸通行の節、從卒共、外國人に對し暴祭不容易所業に付、被處罪科候、全同人下知不行届の事被思召候間謹懐為致置候様被付出候事。

之に對し帶刀より、次の如き請書を差出し西の宮森村陣屋に引取つて謹慎した。
宸襟にて御沙汰の趣謹而奉畏候。右御請奉申上候以上。

この事變に關して、外交團からの交渉文書の翻譯は次の如くである。

以書状致啓上候。然者去る十一日、松平民政家來、神戸町並外國人居留地通行の節、不意に各國公使并當所在留人民に對し致暴祭候段、昨日御門陛下之使節東久世前少將閣下江申述候處、右一條 御門陛下に奏聞被成候に付、如何なる處置にて各國公使共満足可有之哉、委細書面に可申達旨閣下より被申聞候に付、則左の通。

一、無故公使并其人民を襲候段、御門陛下の政府より、以書面各國公使に十分詫入、且以後 御門陛下の領分にて在留の外國人に向ひ、決して右様の暴行再度有之間敷段請合可申事。尤各國公使より夫々國許政府へ通達可有之筈に候

一、外國公使並在留外國人に對し、祭砲する様下知致せし士官は死罪の事。尤各國公使館附屬士官立合にて仕置すべき事。

右之通、如斯悪行之者、無違帯現然に對せされば、已後不法の暴行を防さる已ならず双方懇願の交際を全うする仕方無之候より、御門陛下の政府に於て右申立の當然たる事を御承知被成候様、早速各國公使共承度存候。右之段為可得貴意如此御座候以上
仏、英、伊、亞、米、蘭、各國公使署名。

東久世前少將閣下

朝廷では内外多事の際、斯る問題が起つたので其取扱には餘程詮議があつた末、大政官代へ日置帶刀を召喚の上左記の通り達せられた。此日帶刀は不快に付成田大郎兵衛へ元美が代理として出頭した。

日置帶刀

去月十一日神戸通行の砌、外國人に兵刃を加へ祭砲に及候義に付、公法を以て御處置可相成段は御達之通に候。即今不可謂多難の御時節些少の事件より御安危に相拘大害をも可醸出、別而如何之至に付、公論決定、獻断の上、祭砲号令之者罪科に被處候に付、早々可差出被仰付候條、皇国の大事を体任し、可奉宸襟候事

此御請書は帶刀名義にて認め直に津田辰左衛門へ弘道一持參して差出した。引き續いて日置帶刀に對し更に次の如き達があつた。

神戸通行の節行列に立障り候由にて、英人に兵刃を加へ刺へ遁去候由、仏人並公使へ及祭砲、理非の應對にも不及、如何にも妄動し取為不屈之至りに候。即今更御一新、国事多難之折柄、深被為惱、宸襟、就中外國御交際之儀は、御国体に相拘候重大之事件に付、宇内の公法に基き不損 皇威至當の筋御履行可被遊 思召之處、御時節柄をも不奉顧、返て御恥辱を醸候義重疊不容易罪科に付祭砲号令の者各國見證

を請可致割腹旨、被仰付候事。

但罪科人体、明三日より五々日を限り兵庫表を護送致し、外国事務掛之者江可申出候事。

斯く決定した以上是非とも祭砲号令をなしたる責任者を定め、之に切腹させねばならぬことゝなつた。

そこで京都の備前藩邸では凝議の末、沢井権次郎に兵庫表出張を命じ、同人は二月五日出立、其夜西の宮殿に到着し、同所出張の備前藩大目付雀部次郎兵衛、判形請持本郷佐之介及日置帯刀と責任者引渡に關して打合せを行つた。

其夜宇和島前少將本事件解決の爲め兵庫表へ出張せられ備前藩の守備総督池田伊勢を召されしが不快につき、名代として右田藤兵衛、附添上島惣兵衛の兩人が出頭した。

重役須藤但馬、徴士参典外国事務掛五代才助の兩人が面會し、さて其話に「今般の始末を責藩にては如何程の御運びに相成つて居るか、未京、大阪、兵庫表へも本人姓名引渡期日等何等の届出もなく甚心醜致し居る、夫れに付、過日外国公使共より、今般の件、朝廷に於ても御處置遊はされ難きことゝ思ふ。斯かる事件政府にて處置出來ぬ様にては向後何事も御運びの程如何と思ふ。各国とも追々兵庫表を出帆して横濱へ引取るべしとの事。仍て宇和島候急に御出張と相成りたる次第なれば早々届出ありたし」

このことなりしが「私共は軍事關係のものに付右の義は京都表より出張して居るものあれば、委細其者に申聞御返答に及ばん」といつて引取つた。
沢井権次郎は森本興惣兵衛から右の趣を聞き左の書面を認め兩人同道五代才助に面會して手交した。これに五代も安心の様子であつた。

備前少將家老

日置帯刀馬廻り士

知高百石

瀧

善三郎

年令三十二才

右者先般神戸通行の砌、外国人と行纏之義に付公法を以て御處置被為在候間、其節祭砲号令の士官割腹被仰付候旨御達に付、右人体の着、明七日兵庫表へ差出申候此假不取敢御届申上候以上。

備前少將家老

沢井権次郎

二月六日

翌七日権次郎は急興にて兵庫に赴き、旅籠町に投宿し、前夜本事件のため岡山から出張の下野信太郎と同伴して午後英國公使館に至り五代才助に面會し、其進行の模様を

尋ねたが、^可何分今日の事には運び兼ねるにより本人の宿所手當致置け^可との事により直に旅籠町外長兵衛方に決定し、^可兩人は神戸東関門外にて本人の到着を待つて居つた。七つ時過くる頃滝善三即到着した。護送のため、御先手物頭原田権左衛門騎馬、足輕二十人、徒目付中堀惣左衛門、徒士八人、池田伊勢から物頭佐藤左源次、騎馬、いづれも野服にて直に旅宿に着いた。原田権左衛門並足輕は同晩直に西宮へ歸つたが、^可其他の者は全御警固の任に就いた。

同晩沢井権次郎は宇和島候本陣に行つて打合せた處が、^可明八日晝夜各公使に應接する都合故に相分り次第知らせん^可と、五代才助から話された。

翌八日晚刻、宇和島候重役須藤兼馬よりの急使に接し、沢井権次郎は直に本陣に赴き五代才助に面會した處、^可今晝後公使團の交渉の結果、明九日暮頃兵庫表寺院にて豫て御達しの通り取計はる、^可且旨為心得非公式に達せられた。帰宿後関係者と諸事打合せをした。

九日沢井、下野の兩人、前日の指示に従ひ、五ツ半時宇和島候本陣に赴き、四ツ時頃兩人とも同候に謁した。其際同候の口預の要旨は次の通りであつた。

今般神戸一件昨日各公使に應接致候處、殊今九日暮過、兼て 朝廷より御沙汰被

為在候通取計候間左様相心得可申候。全体此一件に付而は東久世殿御下りにて御取計可相成之處、京師御多忙に付、拙者罷下取計申候。其上京師より刑政局の者罷下候筈の處来着も不致、追々時日相延候に付只今般に薩長兩藩の隊長へ當席掛申付置候間諸事兩藩に相談可仕候

右の口達が終つてから、更に個人として^可誠に此度の義に付ては貴藩に於ても何んとも気の毒千万、朝廷に於かせられとも素より、自分等も精々盡かし、何卒死罪だけは是非宥さんものと、昨日も種々談判致したなれども、御復古御一新御交際の折柄、如何共致し方これなき場合に立至り、實に人情忍びざる次第なれども不得止義、全く朝廷の御為一國一家の為と思ひ、篤と勘辨致し、深く決極致すべく、此段本人へ厚く申聞かすべし^可と懇諭され、其内自然と落涙に及ばれたさうである。

兩人は謹んで御請をなし、且一方ならぬ配慮を謝して退出し、夫れより薩長兩藩の隊長へ諸事打合、直に同行しく寺院五六ヶ所も吟味したが、適當の場所もなく遂に兵庫中の町永福寺に取極め、寺院へは公式に宇和島候から御達になつた。

晝後、徒目付中堀惣左衛門、滝善三郎の宿所に赴きて本人に傳達した所、佐藤左源治を以て御請をした。直に當席関係者同行、永福寺へ赴いて下檢分をなし、諸般の打合を了した。

此日外国事務総督伊達宗城は、公文書を英米等六国公使に贈りて神戸の暴挙を謝した。以手紙啓上候、然は今般備前家來、無故、外国公使等並に其人民を襲ひ候段、於朝廷新政の砌、旁不行屈之義、批者より御覽可申入、且此以後、双方より信義を守り、相交り候に於ては、右等妄動の所為無之様、列藩へ急度申渡置候に付、以來此等の事、総て朝廷にて受合可申、此度之義、如別帛日置帯刀謹慎申付、滝善三郎割腹申付候段、各国公使へ可申入旨、蒙勅命候、以上。

二月九日

各国公使閣下 (各通)

宇 和 島 少 将

滝善三郎割腹の様様については沢井権次郎が書いた報告書が詳細を悉して居るから、原文の終をこゝに抄録し、更に二、三の事項を他から補足する。

暮六ツ時頃本人用意調ひ候に付、出足の赴申越候に付、引籠り二人共寺院へ罷越申候。當寺座敷奥の間に本人左源治警固、次の間に御徒目付中堀惣左衛門、付添岸本鹿之助帯刀殿よりの介添、介錯人とも、三の廣間外国事務掛御士參與伊藤俊介外国掛中島作太郎、薩長隊長四人、宇和島候御使一人、権次郎(沢井)信太郎(下野)、次の間に

外国人七人休息、其次に薩長の番士十余人相詰居申候。此内薩藩岩下、寺島の使來り薩長隊長に面會致し、今夕暮過外国檢証人參り候筈之處、聊應接の義有之候に付、伊藤俊介、五代才助兩人英國公使館に參り居申候間、遅刻に相成候とも、兩人内出席仕候迄は指扣可申段申來候由、暫くして五代才助來り延刻に及候次第實は今午後より懸論之義有之、何卒死罪を宥さんとて、兩人只今迄英國公使館に於て各個人と議論仕居申候。然る所何分今日に至り助命妙論も無之不得止御達の通可心得段申聞候。同人は直に引取申候。猶無程、伊藤俊介外国人同道にて罷越候。時既に二更、暫時休息致し、夫より外国人本堂に出座、日本檢證人引籠出座、無間も本人改服、左源治同道、帯刀殺家來附罷出る、本人一應双方へ會款、直に座につき大聲にて外国人に向ひ申陳ぶ。

去る十一日神戸通行之節、夷人より無法の所業に及候故、無嫌加兵又即其擧に乗じ祭砲号令致候者は拙者也。然る処、今般御復古御一新の折柄宇内の公法を以て御所置遊はさし割腹被仰付候に付、割腹謝罪候間、篤と御檢證可被下候。夫より藤岡八助(日置家來)白木參賢に巻脇指をのせ本人の前に置く。本人座を正して両肌をぬぎ、脇指を取り戴き、介錯人宮崎慎之輔(日置家來)刀を抜き座を正す。本人腹を撫ぐまはし左脇より右脇へ切留、両手をつき首を差出す。介錯人直に打落す。刀を拭ひ双方へ挨拶す。扣座につく。角田庄吉(日置家來)參賢持參、本人前に至り

脇差を取戴し、本座に帰る。
外国掛伊藤俊介、中振惣左衛門の前に来り、外国人為引取候段挨拶有之、直に外国人退出す。推次即當席へ罷出、日本檢証の人々に向ひ、御檢証之通無滞本人落命に及候間御引取可被下、苦勞の演説仕り繼いで跡付村の義は、兼て願置候通り帯刀家來に為仕候段相断候處、勝手次第取扱可申候、御見事感心仕候、直に罷歸り宇和島候へ御注進可申上旨にて、何れも引取申候。時既に三更、死骸は帯刀殿家來取付付、西宮出先きへ持歸り申候。

内外檢證人名

徽士參典外國事務係

外國係

伊藤 俊介

中島 依太郎

宇和島 候 御使 一人

薩州兵庫詰隊長

全上

新納 軍八

長州全断

全上

小倉 壯太郎

米國海軍士官

祖式 金八郎

深柄 多門

英國公使館書記官

全

ミットホルド

佛國全

サルトウ

蘭國全

ハルテニフライ

伊國全

クレントジース

寺國全

サズル

本藩家來

徒目付見届

中振惣左衛門

同 附添

岸本鹿之輔

日置家來

全断

角田 庄吉

全 附添

藤岡 八介

本人介添

坂口 吉之介

同人介儲

宮崎 煥之輔

斯の如く、善三即は全責任を負ひ、天晴一身を犠牲にして、此問題を解決したのである。

善三郎を神戸へ護送の節附添ひしものは左の如し。

介 添 坂口吉三介、藤岡八郎、角田勝吉

介 錯 宮崎慎之輔

医者 江村東庵

徒目付 水川松二郎、濱崎直次郎

足 輕 五人、駕籠ノモノ 五人

鐘 持 六人、藥箱持 一人

徒ノモノ 二人、雨具持 二人

善三郎を旅宿から永福寺所在地の深江村へ護送する任務に當つたものは、

物 頭 狩野傳右衛門

前後警固 足輕二十人

此外神戸へ護送の節附添ひしもの全部

右の面々附添ふて永福寺に到着し表徒目付村田中惣右衛門に引渡した。

池田伊勢からも先手物頭佐藤左源右足輕二十人を率ゐて警戒に任じた。

左に掲ぐるものは英國公使パークス傳中の一節である。事實相違の莫あるも参考のため

めに抄録する。

翌日備前藩の一隊兵器を携へて神戸市に着船す市街に上陸下に居れ警驛の声を為しつゝ通行す。邦人は皆命に服せしも外人は之に應ぜざりしかば兵隊は直に暴砲して之を追へり。此時偶々パークス公使居留地を檢分しつゝありしか此を聞き迅刻に公使館守衛兵舎に駆付けて命を傳へ第九中隊の一枝隊に仏米の海兵若干を差添へて之を派遣し、直に備前兵を追ひ其場所を占領したり。幾くもなくして備兵の隊長は内外官吏の面前にて監督の不行届を謝して看腹したり。外官の一人は公使館書記官「ミットフォールド」なり。

此立會人の内である英國公使館書記官、ミットフォールドが後年著はした「往時の日本」に、「日本武士の悲壯なる切腹」と題し、切腹の作法を詳説し、其実例として滝善三郎に関する一節が載せてある。其記述詳細を極め、事實も一、二箇所之瑣細な矣を除く外は殆んど正確と認める。外人の目に此場の光景が如何に映じたかを知り得べく頗る興味を感ずるを以て、其訳文を次に載することとする。

Mitford's Tales of Old Japan の内、自三五五頁 至三六〇頁

(へ前略)以上述べたる切腹の法式の詳説の附録として予が官命を帯びて實地に視察した切腹の状況を次に記することにする。

罪人は備前藩士滝善三郎といひ、一八六八年一月、兵庫にて外国居留地に向ひ、祭砲の号令を下したものであった。この切腹は全く朝廷の命令によるものであつて、兵庫に於ける薩藩の本陣永福寺で夜の十時半に行はれた。

各国公使館から派遣されて、其場に立會つたものは総計七人であつた。

吾等は薩長二藩の役人に案内せられて行つた。寺の境内には數個所に篝火を燃し、その光が寺の建物を醜氣に照し出して繪の様な光景であつた。

吾等は奥座敷に通されて稍暫らく待たされた後、兵庫外国掛伊藤俊介が現れて、吾等の名前を記し、日本人側からは七人の検視役が立會う筈であるといつた。

又も暫らく待たせられくから、本堂へ案内された。本堂は柱の黒い、天井の高い広い建物で、大きな金色の燈籠や、其他佛寺特有の裝飾品が吊してあつた。高い仏壇の前に三寸計り高くして、一面に美しい白い畳が敷いてある床の上と、緋毛氈が展べてあつた。行儀に間隔を明けて並べてある蠟燭が朦朧たる神秘的な光を投げく居つた。

七人の日本人は床の左側、吾等はその右側に着席した。一同緊張した気持で待つて居ると數分の後に、滝善三郎が入つて來た。年令三十二才、倔強な体格の立派な風采の男で、麻袴を着て、介錯一人と三人の役人が附添うて居つた。介錯といふのは我が國の死刑執行官シキユシヨウチとは全く違つたもので、紳士の役目とせられ、多くは罪人の友人か、

親族がこれを勤め、シテとワキとの様な關係になつて居る。此時の介錯人は滝の門弟で劍法が上手であるので滝の友人中から擇ばれたとのことであつた。

介錯を左側に從へて、滝は徐々に日本の検視役の方へ進み、兩人共に一礼をなし、次に外人の方に進んで恭しく一礼し、吾等の方からも答礼をした。それが終ると彼は從容たる態度で一段高くなつて居る床に上り、佛壇に向つて再拝したる後、佛壇を背にして毛氈の上に坐をらめた。此時介錯は彼の左側に蹲踞つて居つた。附添の三人の内一人が三寶を持つて進み出たが、その上には紙に巻いた九寸五分の短刀が載せてあつたが、その鋒や刃は剃刀の様に鋭く見へた。罪人は恭しくこれを受取り両手で頭の處まで差上げたる後自分の前へ置いた。

滝は再び恭しく頭を下げて後敬礼をして、次の口上を述べたが、彼の声は心苦しさ告白をなさんとする人としては、當然なる感情と躊躇とを露はして居たが、その顔にも態度にも、死を怖るゝ未練な様は毫も認められなかつた。その口上は、神戸にて外國人に向ひ祭砲し、且その逃去るを追蒐けて再度祭砲の命を下したのは拙者一拙者一人に相違なし。就いては此罪科に服し、茲に切腹致すにつき列席各位の御檢使を願ひ奉る旨といふのであつた。

かくて一礼の後、両肌脱きとなり、腰のあたりまで肌を露はし、両袖を膝の下に敷き

込み仰向に倒れぬ用心をした。これは日本武士は必ず前方に向つて倒れ死すべきものとなつて居たからである。彼は泰然として確な手元で短刀を取り、暫くジツトその又に見入つて居たが、其様は最後に臨んで心を落着けんとする様であつた。先づ左の脇腹へ深く又を刺し込み徐々に右脇迄引き付け、又を一度廻したる後、少しく上方に切り込んだ。この痛ましき見るものをして面を背けしむる様を行ひの中、彼は顔面の筋肉を少しも動かさず、短刀を引き抜くと同時に前屈の姿勢となり首を突き出した。此時初めて苦痛の色が顔面に現はれたが依然として一声も聲さなかつた。すると彼の腕に蹲つて、注意して彼の様子を窺つて居た介錯人が突然蹶起して刀を一振りしたと思ふと一閃の劍光、ドサリといふ不快な音、続いてバタリと倒れる音が聞へた。白又一揮の下に首は軀を離れた。一瞬時前までは義勇の血に満ちた武士も、今や生命なき一塊の肉となつて吾等の前に横はり、その傷口より迸り出る血の音のみが、死の如き静寂を破つて聞へるのであつた。

介錯は一礼して用意の紙で刀を拭い、壇を下り血に染まれる短刀は、証據の品として鄭重に持ち去られた。

朝廷を代表せる二人の役人は其時席を離れて外国人の列み居る前に進み出で、滝善三郎に下した死の宣告は見受けらるゝ通り完全に執行せられた旨を述べ、吾等も満足の

意を表した。これを式が了つたので一同引揚げたのであつた。

其場所と時刻との爲に一段の嚴肅を加へたる此式が、日本武士の特色といふべき、品位と威儀とを以て終始したのは、死者が當時の号令を下したる本人であつて、決して代人でないことを証明するに充分であつた。

吾等は此怖ろしき場面に對して異常の印象を得たると共に、受刑者の從容自若たる態度と、介錯役がその師に對して最後の務をなせる胆勇とを感嘆せざるを得なかつた。

教育の力の偉大なることを、これ以上明に示すものはあるまいと思ふ。少年の頃より切腹は武士たるものが、自らシテ又はワキとして何時その局に當らねばならぬかも知れぬ一の儀礼としてその法式を教へられ、自ら犯せる罪を贖ふにも、他より蒙れる恥辱を拭ふにも、最立派なることを熟知して居るのであるから、いざとなれば彼等は平素の訓練と覚悟とがあるもので、泰然として死に就くのである。人が自分の最も敬愛する友人に捧ぐる友情の最後の貢獻が、その人の死刑執行者たる任務を行ふのであるといふことを学ぶことは、世界の何處にも見られぬ所である。

其後聞く所によると滝は自刃の場に入る前に居合せたる同藩の人を招き、其中には彼の命令に従つて祭砲した人々もあつた。自分の犯せる罪状と判決の公正なることを述べ將來決して外人に對して此の如き暴擧に出でざる様に試めたとのことである。朝廷

の役人も亦彼等に向うて、此度同僚が不幸なる最後を遂げたるを啣みて、外人に對し
 怨恨を抱くことなき様に説諭を加へ、彼等一同も承服の意を表したることである。
 外人の代表者としては、最後の時に至つて滝の爲に助命の儀を交渉した方が得策では
 なかつたかとの意見を唱ふるものもあり、又其問題は實際代表者の間でも論議せられ
 たところである。予の信する所では、この如き恩恵を施すことは比較的事理の分つた日
 本人間には良好の結果を生ずべきも、外人に接したることなき愚昧な輩はこれを以て
 外人の怯懦によるものと考へ、一層輕侮の念を唆るやも知れず、今回の件は彼等が、
 戦鬪の術に拙なりしにより、幸に大事に至らざりしも、訂盟國の国旗及臣民に加へた
 る甚しき無礼は、從來其例を見ざる所のものにて、當然死に値するものであり、此度
 の所置は日本人の見地よりするも公正にして、しかも寛容なるものであつた。重大化
 すれば戦端を開き、幾千百の生命をも失はねばならぬ様に立至つたかも知れなかつた
 のであるが、滝の一死により完全に解決したのであつたから、今回の處置は、日本側
 も、外國側も共に賢明にして其當を得たるものといふべく、予が此件につきて會談し
 たる日本の某大官も亦予と意見を同じくせるを知つたのは、最も愉快を感ずる所であ
 る。(了)

因にいふ、此時に當り外務當局者は屠腹の式たる邦人には敢て異とするに足らないが

外國の使臣等恐らくは之を正視せざるべし、宜しく其式を改めて唯刀を其腹に擬する
 に止め直に介錯せしむべし、との提議があつて、岡山より出張の藩士中にも此議に賛
 せんとするものもあつたが、徒目付赤堀惣右衛門(直秋)は獨り之を肯ぜず断然正式
 の切腹を主張して譲らざりしかば、遂に其の言の如く実行されたのだといふことであ
 る。
 或る人の談に滝善三郎割腹の當日、最後の食事をなせし時、泰然として食膳に向ひ、
 箸をとり少しも平常と異らなんだが、酒は形式的に盃を手にしたゞけで之を飲まなん
 ださうな。酒氣を借つて元氣をつけ死に際して苦痛を免かれんとしたといふ、嘲を受
 けぬ様にとの用意であつたといふ参考のために記して置く。
 善三郎の辞世の歌は大杉原全紙に墨痕美はしく書いてある。

幾のふみし夢は今更引きかへて

神戸が宇良に名をやあけなむ

正 信

辞世の歌の次へ

後に日置帯刀は次の如きものを書いてこれに添えて有る。

是先臣滝善三郎絶命歌也、聞善三郎之臨死也、顔色不変、外夷見之胆落氣沮、或有潸泣者云、語曰死或重於泰山輕於鴻毛、善三郎之死、所謂重於泰山者類、嗚呼諫之何人不泣、況於君臣之際乎、明治四年辛未正月、勤王詔下、忠信帥兵趨關、書之以告于後世。

日置 忠信 識

又其自裁の前、旅館で認めた遺書は実に用意周到で、如何に其心神自若たりしかを、想像することが出来ると思ふ。文中に殿様とあるは、岡山藩主、且那樣とあるは主人日置帯刀をさしたるのである。

一筆奉啓上候。先以て母上様、姉上様、御機嫌克被為御坐、恐悦至極奉存候。然者先般神戸にて異国人一件に付

朝廷より御重大の蒙、勅命、并殿様よりも御厚大の蒙仰、其上跡式件成太郎へ重大の御縁被下置、且那樣よりも厚き御懇命を蒙り、其上御縁頂戴被仰付、莫大の御儀誠に吾家の面目不可過是候段、實に言語に難盡奉存候。猶此上御心を励被遊、成太郎御教育偏に奉願上候。將又同人儀次第に成長に相成候はゞ唯々文武の両道を御励也被遊、忠孝の名天下に映候様、是偏に奉願上候。恐惶謹言。

死生有命 富貴在天

いまははや森の日蔭となりぬれと

朝日に匂ふままと魂

二月七日晩兵庫に止宿す風強さま、始ありて終なきを思ふて

春風の吹き入るまとはつ旅寝

二月八日

滝 善三郎

正信 花押

拇印

瀧 御母上様 御姉上様

當時滝の一族は兄源六郎四十九才、母ちか七十三才、嫂まさ四十五才、善三郎三十二才、全毒はつ二十八才、伴成太郎四才、娘いわ二才であったが岩倉公の内命により土倉修理之介から書面に認めて提出した。

此月五日藩主から特に大目付波多野孫左衛門を遣はし、此度の事件全く皇國の大事を本任し可奉安、宸襟の重き勅命もあることなれば、第一に朝廷の御為、次は備前の為、帯刀の為を思ひ、聊か忿怒を不粹、從容就死之程頼思ひ候。跡式の儀は深き趣令も有之、格別に取立遣し候間、是又懸念致間敷、實に馬前の討死にも相勝り、忠

臣と可申、一入憐み思ひ候。云々との意味を傳へ、從來の滝家の外別に伴成太郎を本藩に召出し、新知五百石を給すへき。ことを内達した。實に異数の取扱である。猶此外に夫人并に子供への遺言があつた。

三人共無事暮し候由目出度候。拙者身上の義は兄上様より可承候。子供二人とも、養育の處偏に頼入候。殊に母上様御老人は申に不及存行可盡候只々御頼申候。以上。

二月八日

善三郎

正信 花押

拇印

はつとの江

伴成太郎江

忠孝の道相守御奉公第一に候

娘いわ江

女子は女子道、親へ存行可致候

右のケ條忘れず相守可申、何事も伯父様に相談の上相務可申候

守和島候も深く善三郎の境遇に同情し、左の歌を詠して贈られた。

龍 善三郎の臨死を思ひつゝ

一筋におもひさるらん滝の茶に

千すち百すちそふ涙かな

日置帯刀も亦和歌を詠して之を吊うた。

散る玉と身は消えにしも滝の音は

流れて猶も聞えけるかな

又正信の辞世の下の句「神戸か浦に名をや残さん」と一般に傳へられて居るが、本人の身筆のものには「名をやあけなむ」となつて居る。次序記して置く。

十日朝沢井権次郎等は永福寺へ銀二十枚、會叙取計ひ、外国椽岩下佐治右衛門、五代才助、寺島陶藏へも會叙を贈り、伊藤俊介、中島作太郎へも同様、晝後守和島候本陣に伺候して留去相伺ひしに「最早別段御用もなけれは勝手次第引取苦しからず」との事であつた。

帰路五代、伊藤其外へも回礼し、暮後帰宿翌十一日出立、西宮に立寄り日置帯刀并に大目付等に始末を報告し、同夜同取を出立し、十二日午後着京復命を終つた。

同月十二日、これより先き備前藩は西宮の守衛を免せられ久留米と申合せ引き拂ふべき旨大政官代軍事方から達せられたが、この日左の通り留守居沢井宇兵衛から届出た。



西之宮御警衛場去る十日有馬中務大輔様御家來へ引渡し備前守人数不殘引揚申候
此段御届奉申上候。以上。
同日十三日備前藩から大政官代へ左の通り届出た。

日置帶刀馬廻り士
地高百石 瀧 善三郎

歳三十二

右之者去七日兵庫表へ差出外國御用掛へ相違警固仕置候處、同九日晚同所於永福寺
各國檢証を受外國係薩州長州宇和島家來等立會割腹仕候。元骸は帶刀手前にて取片
付仕候右之段御届奉申上候以上。

二月十九日藩内人心の動搖せんことを氣遣ひ、「藩主の御趣意しとして本事件の成行
さを発表し、且つ諭す處があつたが、之に添付したる別紙に「岩倉殿より御諭解の大
概」と題せるものがある。本問題の取扱に關し、朝廷が如何に苦心せられたかを察せ
られる。

此度神戸の一條に付ては、曠々其藩一統苦心の程察申候。然る處於 朝廷も御同様
の事に候。就而は彼是三日も御評議に相成、遂に徹夜に及候得共兎角不決、最早此
上は 主上 御敷断之外無之と存即相伺候處、實に其辺被為惱慮候義に御座候。

就而は彼是事情言上も仕候上、如此 御敷断御沙汰に相成申候義に有之、實に如此
立至り候も全く 先帝攘夷の敷慮茂政に於ても深く遵奉し居申に付、其旨士民迄も
徹底し、彼を悪居申候處より、此度の一擧にも立至り候義と深く御酌取被遊御感心
の御事に有之候。又併形勢一度致居申義は素より承知の事に候得 往古は三韓ある
を知つて萬國有るを不知、然るに當今萬國並立候上は、同く日下の民に有之候間、
彼の四方の國を以て、我が九州四國杯の如く見申場合に候間、猶又其辺深酌取、國
論一度可致、物此度當人の義、彼の為に死ると思候而は如何にも残念に被思候得共、
實に皇國更始御一新の折柄、右の次第にては如何様の火害を可醸も難計候に付、無
據公法を以て御處置被 仰 候間何卒 天朝の為 皇國の為次は備前一國、日置一
家の為、右四ヶ條の御為筋と存じ死を甘し度段、懇に御諭解有之候事。
是より 先き、藩主茂政は本事件の成行について深く恐懼して其進退を伺ひ、領内へ
も、諸事謹慎、靜肅を保つべき様達してあつたか、二月二十三日に至り大政官代から
次の通り達せられた。

備 前 少 將 江

先般家來之者外国人に及妄動候義に付深く謹慎罷在候趣、神妙の儀に被 聞召候得
共、不及其義之旨、御沙汰候事。

越へて三月十五日、日置帯刃に對しても、格別の思召を以て謹慎を免せられ、帰國不
苦旨御沙汰があつた。

以上でこの問題は無事に解決を告げたのである。

この事件に關係した人は前記の如く多数あるが、重なる人々に就ていへば、岩倉公は
いふ迄もなく、岩倉俱禰、宇和島前少将とは伊達宗城、伊藤俊介は伊藤博文、中島依
次郎は後に衆議院議長となつた中島信行、備前少将とは藩主池田茂政である。

池田伊勢は政和といひ、今の男爵池田政之の祖父に當る人である。
日置帯刃は今の男爵日置徳太郎の祖父諱は忠尚後に名を忠と改め、雲外と号し、専ら
繪画に親しみ、九十餘才の高齡を以て歿した。

茲に特筆したきは、近頃聞く處によれば、神戸にて實際祭砲したのは土岐一郎といふ
人であつて、善三郎割腹の後痛く自己の責任を感じ、讃岐にて自殺した。

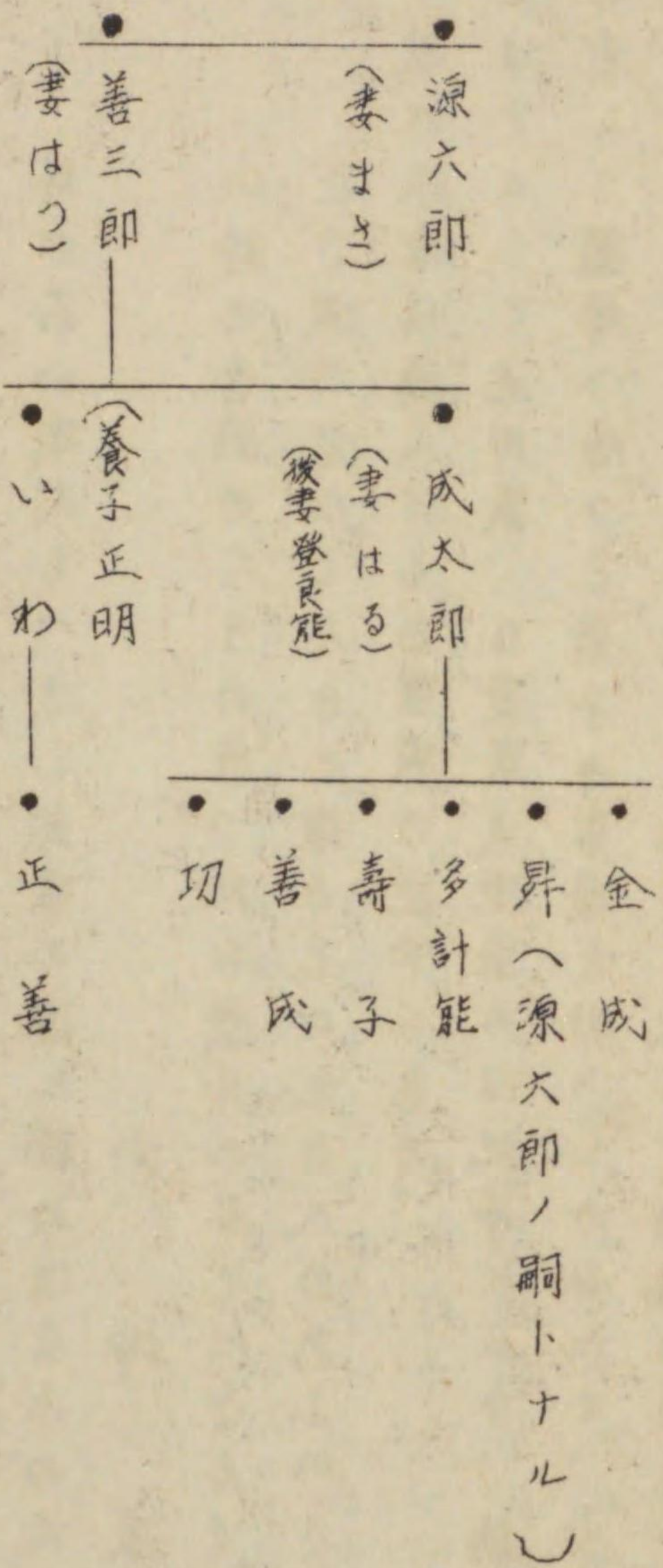
其母遺命により基を神戸に建て、左の辞世を刻した。

數島能優益良雄佩太刀波醜乃夷速伎拂布良無

其墓現に和岬に在りといふ。日置家の臣下に相違ないが、其事蹟未詳ならず。近時
や、もすれば責任觀念が薄らぎ、當然の責務さへ回避せんとするものが多いが、一死
國に殉じたる瀧善三郎並に自ら死を決したる土岐一郎の如き誠に天晴なる覚悟と称

すべきである。

滝家の略系を示せば次の如し。成太郎は現今大坂市に住み、社會事業に従事して居る。



善三郎の遺骸は、駕籠に入れて森村につれて戻り、源六郎の考にて火葬に附し、國
元に持帰つた。その墓は岡山市門田の南端、笹山にありて、表面に「誠嚴院良忠居
士滝善三郎行年三十二才、慶應四戊辰二月九日卒」とあり、裏面に辞世の歌が刻し
てある。日置家では別に善三郎の分骨を京都妙心寺内回春院にある同家の墓域に埋
め碑を建て、其誌志を蒞した。碑文は日置家の臣難波某の作である。
神戸の永福寺にも位牌が安置してある。當時在職の主唱で明治十九年頃其境内に建碑

の計畫があつて関新吾の撰文も出来上つて居るが碑は未成である。岡山の滝家に現存して居る遺物は伊達候が贈られた式紙型和歌の小切。善三郎遺書教通。自及せし時用ぬたる短刀及介錯に使用せし大刀等である。又其當時親族や知友から遺族に贈つた和歌、俳句などが雑然と大幅に貼つてある。其中の一、二を摘録する。

板 津 吉 金

あはれその夷の国の果までもほまれとろく滝の音かな。

君が名や幾代もつきし武庫の海に稲のほなみのたつ世きぬとも。

小 神 辰 定

山科の音羽のたきの音つれも雲井のよそになるそ悲しき

たき波の岩にくたけて散る玉の光を人のあふかさらめや

この歌の作者は兩人とも日置家の臣下である。

以上は主として池田家、日置家及滝家の旧記等により、猶其當時の有様につきて筆者が古老より聞傳へ居りし若干の事項を加へしのみにて、少しも潤飾を施さざりし故、極めて無味乾燥のみならず、行文亦頗る拙劣甚漸愧の至りであるが、諸君幸にこの尊き犠牲者の事蹟を世に顕揚せんとする筆者の微意を諒とせられんことを切望する。

此書未完稿のまゝ又しく筐底に藏せしが、同郷先輩出石献茂閣下の切なる勸奨によりて、こゝに印行することにした。同閣下は自ら『伊藤博文公直話』を抄録して之を贈られしのみならず、其紹介により、伊達候爵家編輯高瀬次郎先生の厚意を以て、同家の秘庫にある『宗城公御日記』の抄本をいたゞきました。又友人木畑竹三郎君には、ミットホルド氏の著書中より『悲壯なる日本武士』と題せる一篇の翻譯を煩はしました。其他直接間接に御援助を給ひし皆様に、厚く御礼を申上ります。

(畢)

宗城公御手留日記抄

明治元年二月

六日○備前家老池田伊せ呼候處不快に付番頭と外壺人出る五代祖馬兩人が承合人々名
為尋候事

七日晴○今曉備前家来が名元附出ス

日買帶刀家来

五代余程骨折候也

馬廻り士

百石

龍

善三郎

○六半過出立四半時神戸浜辺へ参候處候介参英公使ニ而晝飯上度との事候居住へ参候
ラウダ話候無程サト一参候先刻々佛公使と各國公使談判ニてまたせ候由「ヒール」シ
マンハン」出る佛公使先日本國へ帰る各國公使が申述候處昨日上陸此間のハ虚言ニ付
論談のよし一字過英公使来對話懐中留ニ有之略ス

○夫の公會所へ参三國公使ニ逢候

イタリヤ、アメリカ、プロイセン。

○帰縣佛公使へ参逢候和蘭ハ留守也暮前歸る

○五代寺島參候備士善三郎助命之策英コンシユル代ラウダハ五代話置候處態、亦為話
合參候事實意不堪感服候

○薩道、後介同伴參候明日一字ハ各國公使と應接之約申述致承知候少、雜話殘酒為吞
幅る

八日晴○九字半佛公使来昨日之禮也

○岩下、五代、伊藤後介、寺島參應接之談判スル

○十二字馬にて出一字公會所、參候無程澤父子大村參候一應挨拶にて三人歸る

○備前談判ニ懸る其前ニ此度自分事外國事務總督被申付候處甚事情ニモ疎漏且愚味之
事故應接等不束ニ可有之又是追之徳川氏役人の話承傳候處談判兎角議論ニアリ候由

○何分互ニ信義ヲ以無服職話合度旨申述候處彼ハモ所希と答候其他別記ニアリ候由

○英公使ハ今夜七時頃ハ夜食振舞度故參らぬかとの事致承知と申置候

○和蘭公使ハ参り逢候いろ、話候夫ハ後介旅亭にて小休す

○七字英公使方ハ参り澤モ被參候夜食馳走也

○十時ハ十二時過迫いろ、別室にて話別記

○ラウ夕部屋ハ一寸參候妻にハ逢候

○一字過歸り一寸酒吞彌三郎ハ傳言申合候事

九日晴○五代、寺島、中島參候

○サツ長ハ備前士今夜處置の事ニ付警衛且取扱の儀申聞候

○備前ハ寸居ハ申聞候事

○九時プロイセン、イタリマ公使參候

○東久世ハ自書来る京にて待候由

○一字蘭公使来ルプロシヤ戦争圖入書到来昨日約置也

○五代、伊藤ハ助命應接取懸候故瀧之處置兩人寺ハ參候迄待候様寺島、中島當書一
封未開

○中島作太郎參候備前ハ先鋒被仰付候故今夜之處置濟候ハ、直ニ神戸之固メ引取度
○留守居モ此方立候迄控居可申也夫、伺候故如相談にて宜敷と申置候

○五代、伊藤參百方及辯論候得共何分助命之儀各國公使ハ會シ百方論公使中二字
間密談終ニ不承知のよし第十時過割腹不堪憫惜存候一首詠候

瀧善三郎臨死を思て

ひとすれに思ひきりては瀧のいと

子筋も、すれそふなみた哉

宗城公御手帳留抄

辰二月六日分記

○兵口島作太郎未英公使東久世書帖不決着又限日ニモ不承憤懣ニ不堪候故是非此方參候様申末候故小松、五代、參候様申作太郎ハ出庫ニ決候由申遣候様令下知候ナリ

○三字過馬ニテ出ル六字着西宮

○帶刀家末馬廻リ也

辰二月七日

新知百石

瀧

善三郎

三十二才

○右之者去月十一日神戸ニテ佛人ヲヤリニテ刺候處逃去候故銃隊ハ申付濱邊ニ居候異人為打候由元末物頭ニハ無之有志ノ者故新ニ百石遣候赴ナリ
○右ハ西宮ハ脱刀ニテ可指出警衛モ可相成備ニテイタシ出度介錯モ同藩ニ被仰付ハ仕合死体モ被相渡候ハ、尚更爾後ノ人氣ニモ關係難有由五代ハ申出候
○英公使ハ參此度備前家末暴奈一條ニ付東久世可參京都ニ難去用事モ有之ヤ今以下向モ無之追々處置ノ日合ニモ相成候故自分ニテ當所迄罷越候石處置濟候迄ハ當地

○畫飯馳走別席
○示公使居席ニテ談話
○英コシユル代ラウダ參備瀧助命之事公使ハ申處歐洲之威タ、又故死刑不動云考ハ夫々ナツクル方ヨカラン依テ備前守ハ是迄藩中示方甚不行届故此度ノ如キ暴奈モ致候儀其處ハ重ク詔入候ハ然相手モ存命トカ承候故處斷ハ候、共一士之助命丈ハ不出末マト頼越候處ニテ明日談判ニテハ如何トノ事ナリ於此方一士之命救度ハ候得共備前國情有之故今日以一存云々取計候跡ニテ詔ハ不致可誅至當ノ罪ナラハ不及是非杯事濟後被申テモ却テ迷惑又東久世ノ不吟味ニモナル故ハ殘念誅一士万士ヲコラシ候可然條實相手不死候ハ、其處ヲ以及談判申度尙ラウタ相談申候様申聞候處至極允之儀然ハ其處ニテ明日御談シ可被成西洋ニテ佛博覽會ノ折柄魯帝ニ向ヒ及奈砲候者死罪ヲ免候近例等申候ハ、可然ト心付致密示候ナリ

○サト一、後介末ル逢

○明七日第一時ヨリ各國公使ト於運上應接決ス

○サト一云大阪ニテ公使杯御逢之事過刻及内話候處○石ハ先日王政復古之儀本國ハ

申通候故國書可差越其節ニ致度只今私ニ御逢申上候テハ略儀ト申候
同八日 佛公使末 志筑貞之助

○備前濟御記書罪付各國公使明日可遣ト約

十二日 坂地ハ移候ハ、五六日ニテ横濱ハ參候苦ノ處廿日頃迄ニ行幸候ハ、控居テ
モ宜シクトノ事」故東久世不歸シテハ難分候」尙分候ハ、承度トナリ」若當月末
ニモ至候ハ、一旦ハ横濱ハ歸リ又可被參ヤ」何レ御親征トナリ横濱近邊戰地ニ成
候ハ、又登阪可致只今ハ決答難申由全体公使為御逢ニ帝王分出浮候儀無トノ也
全其為ノ主意ニテハ無之軍艦等御覽ノ為ニテ其序ニ御對面ニモ可相成ヤト申譯候
各國公使一同ニ出候ハ、上席ノ人ヨリ一通御挨拶申上候道ニテ候由」此方至極其
都合ハ望敷ト存候」一体京ハ出御逢相成度トノ事ナリ」夫ハ此方ニモ所望然シ其
儀ハ色々異論モ可有之急々ニハ運ヒ申間敷 皇居モ近年炎上候建不都合ニモ有
之旁急ニハ六ヶ敷ト存候故御下坂序ニ早々一度御對面丈ハ相濟セ度存候」御兀ノ
事ト存候」

宗當時國中万國公法スラ不辨別ニテ候故此西周助譯候小冊子ヲ取ニ申付朝廷其外
一統ハ為見候ハ、可然ト下手申居候萬國ト申候ハ、不辨別者ハ西洋万國之法ヲ日
本ニテ採用ハ如何ト存此度備前一條ニモ異論有之處万國トハ申候ハ、共是ハ天地間

此外ハ無之公平之論ヲ用ヒ候故天法ト唱テモ可然ト申漸々少々分り候ト申ス」
尤至極ニテ万國ト申候ハ實譯ノ誤天法ハ至當ノ考ト申事」

同九日○十日 フロシヤ、イタリヤ公使末ル

五代ノ瀧善三郎一命丈助度事同人考ヲ以話候處シカト決答ハ不致政府ニテ決候儀
ヲ他ヨリ彼是口付候事ハ不相成事西洋各國通例ト申候尔然断然不相成ト立取モ不
致尙其心懸モ候ハ、外公使ハモ申述候テ宜敷トノ事故後刻會議ヲ約置候也
○薩長隊長呼出ル

薩 新 納 軍 八
小 倉 壯 九 郎
長 祖 式 金 八 郎
深 柄 多 門

右ハ東久世不在ニ付此方ヨリ申渡候備前日置帶刀家末瀧善三郎兼テ自 朝廷被仰
出候通今夜處置相成候處刑法局分出張モ無之石ハ細川石京大夫東海道討手被仰付
候故刑法掛御免有之故カト存候今日ニ至外ニ考モ無之西藩ハ警衛心得居候儀ニ付
余分ノ事ナカラ石之事取扱之儀申付候
一 寺之儀ハ西藩備藩ト申合取極可申事

- 永福寺ト申ニ決候由
- 警衛向ハ西藩可申談
- 外國人應對之儀ハ伊藤俊介ハ引合候様可致事

澤井 権次郎
下野 信太郎

右同前之赴申聞候實不堪痛惜情實不落涙申聞置候ナリ
 ○五代、寺島未助命之儀百法及談判候處何分不可成ニ立至候由残念千萬ナリ初發ノ
 應接ナラドウカ助ケラレタラン可惜可謹可憫事
 一、五代、寺島政府ハ記書今日差出候處英公使所望有之候故少々直ス明日遣候處
 ニ決ス

一、十一時伊藤俊介未龍善三郎割服相濟候由至テ見事ニ候由最初當人ハ口上
 於神戸發砲號令セルハ自分之アママナナリト申述候由

一、キリス之處置話候事抑藩邊登ト俊介此間モ論ズル由
 同日一、岩下、五代、寺島未ル

○各國公使ハ昨日之斷リ書付認替今日遣ス
 以手紙致啓上候然者今般備前家未無故外國公使等并其人民ヲ襲候段於朝廷新政

之砌旁不行届之儀拙者ハ御記可申入且此以後双方ハ信義ヲ守リ相交ニ於テハ石等
 妄動之所爲無之様列藩ハ急度申渡置候ニ付以未是等之事總而朝廷ニテ受合事也
 可申此度之儀如別紙致所置候段各國公使ハ可申入旨蒙勅命候以上
 二月九日
 字 和島少將
 花押

各國公使、名閣下

東久世ハ一封出ス

一昨八日於公會所各國公使ハ應接大意

字

外國交際ノ儀互ニ服藏ナク談シタキモノナリ差當リ備前藩士一條カタツカヌ内
 ハ互ニ胸間一物アリ東久世モ京都ニ用向アリテ延引スル故自分大阪ヨリ昨日着
 備前士モ今夜迄ハ兵庫ニ参リ候如何處置スハキヤ
 此間日置帶刀ニ御達ノ書付名元書等示ス

外

交際之儀ハ御同様ニ願所ニ候此書面之赴ハ普ク國內ハ御達ニナリ候ヤ

字

然り

外 如何之御達ニ相成候ヤ

字

外 ソレハ處置相濟候後ニ政府ヨ各藩留守居ヘ相達シ候

外

人命ヲ断ツハ不可忍コトナレトモ以未親ク交ルカ為ニハ不可已ナレハ及此事切服ハ日本ニテ當然ノ罰ニヤ

字

外 武士當然ノ罰ナリ

外

日本法ニテカヨフナ罰ニナルモノハ土地ヲ取上ケタマフト聞ク罪ナキ妻子迄モ難儀イタスヘシ然ラサルヨウニ御願入候

字

諾厚意之故ハ心得申候 政府ヘモ相達ナンギセマヨウ處置アルヘシ刑罰之都合等ハ伊藤俊介等ヘ談シアリタシ

此外雜話ハ略ス

同十一日〇五代末今日十時出船ノ由

〇記書ニ帶刀ト瀧善三郎ノ名元無之末文モ心付有之候故認替候事

〇備藩一條ニ付各國公使々々ヘ断リ書左ノ通り認直シ今日二字為相渡候事

以手紙致啓上候然者今般備前家末無故外國公使並ニ其人民ヲ襲候段於

朝廷新政之砌旁不行届之儀拙者ハ御詫申入候且此以後双方ノ信義ヲ守リ相交候ニ

於ハ右等妄動ノ所為無之様列藩ヘ急度申渡置候ニ付以未此等之事總テ

朝廷ニテ受合可申此度之儀如別紙日置帶刀謹慎申付瀧善三郎割服申付候段各國公

使ヘ可申入被蒙

勅命候以上

二月九日

宇和島少將

花押

各國公使々々

名閣下

神戸一條ニテ各藩蒸兵艦ニ於各國ハ掠候一件可掛合事

但德氏蒸艦一艘ハ於崎繕ナリ

同十二日〇明日一字頃東久世同伴佛始、見舞ニ参候事約
明十三日佛始、第一字〆東久世同伴参候事約ス
同十三日〇東久世、小松、五代参會

〇追々備前藩處置モ濟候故昨日ハ各國公使未取ニ相成候處此上真ニ被為於

朝廷御英断ヲ以拜謁被仰付候ハ、百事不行届トモ各國意外感悦愆信之實跡ハ是ニ
マサル間敷且兵庫ニテ英公使ト密話ノ時ニモ各京都ハ出拜 謁被仰付候得者格別
ニ難有本國ニテモ満足ニ候儀日本之御為存上候テモ公使ハ為御對面御下取ト申様
響テハ如何ノモノニヤト申事モ有之且當地程能御場所モナク 御發輦モ廿二日頃
ト伺候處公使々々江戸横濱ハ参候事急ニ故旁公使計上京被 仰付太政官ニテ拜謁
被 仰付度ト以急飛副總裁追申進候儀決議東久世ハ一封此方越土ハ周施ノ儀申遣
候事

以上

附錄二

伊藤博文公實話筆記抄

外人の兵庫占領

伏見鳥羽の戦争の時ハ(明治元年正月三日)吾輩は國に居つた、それから十一月の
十一日(實は明治元年一月十日前後ならん)に出て来た處が、兵庫は丸で外國人が占
領して、日本人の往來通行を禁じてある、其の前日備前の家老の日置帯刀と云ふが通
行して、外國人が備を横切たと云ふので、砲射した、其の結果慌てたものか、どうした
のか知らぬが、彼方もどん／＼鐵砲を撃出して、居留地の隅の處に、各國の公使の旗
章を樹て、居るのを、此方も構はずにどん／＼撃たから、外國側は軍艦から直様野戰
砲など揚げて、兵隊を上陸させると云ふやうな騒ぎで、神戸は全く外國人が取り切つ
て居る、さうして筑前だの小倉あたりから行て居つた蒸汽船があつたのを外國人が人
を遣つて、武器は取上げる、器械なども動かせぬやうにした、其處ハ吾輩が着いて是
は大變だと思つて、直ぐにパークスの所へ行つた、パークスとは前から心易いから、

どう云ふ譯かと聞くと、パークスが云ふに、今までは長州は開國論であつて誠の朋友だと思つて居た、備前など長州の方に傾いて居ると云ふことを思つて居つたが、今度の始末に付いては日本人擧げて悉く攘夷論であるものと認めなければならぬと云ふて怒りきつて居る、さうして吾輩の前に書付を澤山重ねて出した、それは皆な大名の借財書だ、之を皆な拂つて呉れと云ふ、政府が代つたので町人同志で鐵砲を買つたり何かした、其の書付が皆な公使の許へ出て居つた、それを投げ出したのだ、さう云ふ譯には不可ん、まあどうか始末を付けるからと云ふと、幾ら貴様が威張つてゐても始末のつけやうがないではないか、幕府を滅して政府が代つたと云つた所が、新たな政府が代つたと云つた所が、新たな政府の者が挨拶に来るでもなし、未だ其の事を言て来ぬのは、実に怪しからぬと云ふ話だ。

宜しい私が三日の中に始末を付けるからと云ふて、直ぐに大阪へ行つた、大阪には小松宮が征討總督と云ふやうな名で御在になつた、其所に、後藤象次郎とか、五代才助とか奇島だの、東久世と云ふやうな人が皆居つた其處へ行て、是は打捨て置かれぬ、斯う云ふ始末だから、直ぐに新政府を宣言しなければならぬと云ふので、新政府の外國へ向つての宣言を拵へて、さうして御裁可を得て、備前の始末を付けなければならぬと云ふので、東久世を頭にして神戸へ連れて出て、宣言を讀み渡した、それで

初めて外國人が新政府を認めた。

それから帯刀の方は、西の宮へ泊つたのを押へてある、處で家来の瀧善三郎と云ふのが罪を皆な自念に引受けて、私が號令したものであると名乗つて出た、そこで割腹を命じろと云ふのでそれを命じたが、實際憫然であるから、命を助けてやりたいと思つて、吾輩はパークスに相談した、あ、云ふ混雜の際に起つたので、割腹させるのは憫然だと云ふた所が、パークスは中々正論を言て動かぬ、日本天皇が刑罰を命ぜられたものに向つて外國の公使として喙を容れることはないと云ふのだそれで仕方がない、吾輩檢視をしなければならぬから、兵庫の寺へ瀧善三郎を連れて行て、薩長の兵を屏風の如くに立たして置いて、外國人に由切腹を見たいものは来いと云つてやつた、海軍士官或は書記官など珍らしいから見物に来て、非常に澤山の見物があつた、瀧善三郎は麻上下で、劍術範故門人も澤山居つたから、それが皆な来て居つた、本膳で食事をして謡曲を唄つたりして、それから本堂の前へ出て吾輩に御辞儀をして、それから外國人に挨拶をした、過る十日主人通行の節外國人に向つて亂暴に発砲したのは全く龍善三郎が號令したに相違ない、其の罪に依て今日朝廷より割腹を仰付らる、宜しく御檢證を願ふと挨拶をして、儀式通りに三寶に載せてある短刀を把て、腹を切りて、其の短刀を三寶の上へ復た置いて、首を前へ出す所を門人がハツと首を落した、それ

て外国人膽を冷したのだ、さう云ふことで備前の始末も付いた。

印刷人	印刷所	編輯兼 発行人	昭和六年九月五日印刷
友野敏郎	同所	岡山市内山下九十一番地	昭和六年九月十日發行
	友野騰寫堂	藏知矩	

604
551

